

## 近世庶民史料の研究

— 金刀比羅文書の場合 —

兒 玉 洋 一

金刀比羅文書に就いて請わるゝまゝに調査した若干の史料の分析研究を試みる。其の一は文久二壬戌（一八六二）年に於ける燈油・蠟燭・砂糖類の質入文書である。燈油・蠟燭と寺社との関係は深いが、燈油は既に中世、寺社・公家を主たる需要者とする重要商品となり、油座は、山城大山崎・攝津木野・近江建部・大和奈良・同符坂・駿河今宿・筑前博多等の各地に見られるが、就中畿内一帯に於いては最も盛んに生産され、大山崎の油座の勢力の如きは殆んど全國的であつた。鎌倉末から室町にかけての、其の活躍は著しく、原料は遠く播磨・備前・伊豫・阿波に求め、山崎で加工して京都を始めとする畿内に賣捌いたのである。油商人としての大山崎の神人は注目さるべきであろう。當時の油は胡麻・荏胡麻・木実を原料とする油であるが、近世世に入るに及んで一般消費生活の向上するとともに菜種、綿実油が圧倒的となつた。近世都市の成立と共に膨大な消費者層に供給する製油業は完全な商品生産の段階に入つた。その生産方法は概ね手工労働によるものであるが、原料の粉末化に就いては水車を利用する水車絞と人力による人力絞とが存した。江戸末期になると幕府は橋場手絞所・寄場役所の両所で可なり大規模な製油所を経営している。当時の油には荏・胡麻・桐・柏・椿を原料とする植物油の外、魚油も可成り多く生産され、燈火用以外に食料・合羽用・整髪用として消費されもしたが、最も大量に生産されたのは燈火用としての菜種・綿実油であつて、幕府も亦此の燈火用油の生産・配給には屢と統制を行い、江戸に於ける油の配給にはその供給を円滑にせんとした。

電燈渡來前に於ける蠟燭は、我が國民の經濟生活に重大なる意義を有せしことはいうまでもないが、蠟燭の名は既に「倭名抄」・「太平記」・「庭訓往來」・「下学集」等に散見し、「高野山文書」などにも蠟燭が贈物として使用されたあとが見られる。木蠟の原料たる漆樹は既に文武天皇の大寶年間にその植栽を奨励せられたと傳えられ生蠟の原料たる漆と櫨の本邦に於ける繁茂、及び蠟燭の存在と其の使用は室町以前に於いても肯定しうるのであるが、はたして蠟燭が本邦での生産であるか輸入品であるかは判明しない。併し、徳川時代になるとその生産と需要はとみに増加し、殊に中期以後は重要産業たるの地歩をしめ、その配給機関として蠟燭商及び蠟燭問屋が勃興し、此等の商人資本が生産過程に侵入して問屋制度の形成となり、更にマニユファクチュアの段階へと進みつゝあつた。併も、此処に注目さるべき事は此等商人資本の蓄積は多くの場合、藩営專賣仕法の藩閥的統制の機構と結びついて發展を遂げたことである。蠟の專賣を行える諸藩に会津・鳥取・山口・宇和島・福岡・熊本・対馬・府内の諸藩が見られ、其の木蠟原料に東北地方は多く漆の実を用い、西南四國地方では櫨を使つたといわれる。

本邦に於ける砂糖の文獻は南北朝末、室町時代に至つて始めて現われるが、此の頃の玄惠法師の作といわれる「庭訓往來」には、既に砂糖羊羹の名が見える。恐らく輸入糖のことであろうが、その経路は日明直接貿易によるといふよりも、硫球の海外貿易を介して持ち來らされたものである。我國に始めて製糖法の傳えられたのは、慶長年間のことであり、大隅國大島の人直川智が硫球へ渡海の際颶風に遭つて福建省閩地方に漂着し、製糖法を習得して歸來したといわれる。併し、徳川初期ですらその内地生産額は言うに足らず、輸入外國糖の価格は寛永十七年に上百斤につき六十匁、元祿五年には高値となつて百四十匁に達している。既に此の頃、氷砂糖、白砂糖、黒砂糖が見られた。元祿九年刊行の宮崎安貞の「農業全書」に、國産奨励の見地から甘蔗栽培が力説されたのは、蓋し卓見といふべきであらう。其後八代將軍吉宗は、國産砂糖を奨励し、各藩に於いては財政窮乏救済の見地から競つて斯業

を奨励したが、その最も成功を収めたる著例は、讃岐高松藩である。(之に就いては、高松高商論叢、第十七卷第二、三號に詳説しているから就いて参看されたい。)  
 幕末、殊に寛政から慶應にかけて約八十年間、讃岐に於ける糖業は全國稀に見る盛況を呈したのである。

此の文書、其の一に於ける文久二年戊戌十月十九日の條に見える江戸屋宗兵衛、金川や精十郎、松や平助は油商人として活躍し、田中や茂助・江戸や善兵衛・釘や彌次郎・大坂屋新八等は砂糖商人として營業を続けていたものであろう。彼等は其の手持商品を夫々仲間として合同買入し、半民半官的な融通会所より例年運轉資金の融通を受けていたものと見える。元來、会所とは人の寄せ集う場所を意味するが、其の近世史的意義に於いては、時により幕府の勘定所に相当する藩の機関・公儀名目を以てしつゝも民間資金調達による諸侯への貸付機関・藩の專賣機関・貿易機関・取引所・都市の自治集会所・商人の組合事務所・旅舎等様々の意義をもつが、いま此の文書における場合、元役の名前が武士ではなく十日や恒藏・多々や次兵衛等商人の名であるところから推して、讃岐高松藩の直屬專賣機構の一翼をになう金融機関と見るよりは、寧ろ多分に商人の組合的、自治的機関としての性格を含むものと見られよう。かくて、著しく商人に対しては同情的であるが、例年の如く、表面商人の仲間自体に質入物件の責任を持たせて、其の金融梗塞をたすけようと世帯方へ認可申請をとりもつ一方、恐らく自らも資金融通を爲すことによつて、その利鞘による利殖を企図していたものであろう。民間機構に於ける熊野三山の場合とほぼ同様な構成が考えられる。其の認可可否の権限は、實質上世帯方がもつていたものと思われる。

其の一 「文久二壬」 戊戌十月十九日の條伺

伺

油や

江戸屋宗兵衛

右之者共より燈油蠟燭砂糖之類質入仕來候所当夏御趣法替ニ而御指留ニ相成不融通ニ而至極難澁之趣歎出申候ニ付向後ハ取質之節仲間一統立合セ置精々入念相改萬々一手入之品等有之候得者仲間之者より急度辨金可仕一札私共手元へ取置候様仕候間何卒已前之通取質仕候而ハ如何御座候哉此段奉伺候

以上

戌十月半八日

融通御會所

元 役

十日や恒藏  
多々や次兵衛

金川や精十郎  
松や平助  
砂糖商人

田中や茂助  
江戸や善衛門  
釘や彌次郎  
大坂屋新八

木内 半兵衛 様  
齋 藤 友 八 様  
小西 辰三郎 様

右之通御世帯方へ歎出候ニ付承り置候事

其の二「伺」文書は、同文久二年十一月四日の「たばこ」質入文書である。融通会所元役及び名宛人三名の姓氏が前記質入文書と全然同一なる所より推して、油・砂糖の質入と共に、代替交換性を有すること多きかゝる商品が容易に質入されしものと考えられる。文言の内容に従えば、煙草問屋たる片原町の吉本や・阿波屋の両人がきざみ煙草の質入を融通会所に所望し來つたものであるが、幕府の一般禁令方針が此の地方には餘程徹底したものと見え、藩の財政々策は此等に対し彈圧の方策をとり、文久二年の夏よりかゝる類の質入は一般に差留られたと見える。爾來かゝる質入による融通は一應峻拒した形ではあるが、猶も晩秋十一月に至り、融通会所としての利益の点からでもあろうかその再許容を世帯方へ懇請したのである。

其の二

伺

多葉粉問や

片原町 吉本や 久左衛門

阿波屋 恒衛門

右之者共より刻煙草質入仕來り候所当夏御趣法替ニ付此度相改私共手元へ一札取置兩人立合セ精々入念相改萬々一手入之品等之候得者急度辨金爲仕候間何とそ是迄通取質仕候而へ如何御座候哉此段奉伺候

以上

戊十一月四日

融通会所

元 役

十日や 恒藏

多々や 次兵衛

木内半兵衛様

齋藤友八様

小西辰三郎様

右之通承り届候事

其の三「御書附」写は、天保十一年三月に作成されたと思われる本田畑より砂糖作りへの轉向差留文書である。讃岐に於ける糖業の殷賑は、如何に幕末高松藩の資本蓄積に役立ちしかは既に拙稿「高松藩に於ける砂糖爲替の研究」(高松高商論叢、第十(七卷第二、三號所収))に詳述している。文政年間既に轉向差留のかゝる御触の出ている点より察すれば、此の頃から天保にかけて讃糖の製作が如何に儲多かりしかを決定しうる有力な資料たりうるであろう。甘蔗作り専一の方が、米穀作りよりも余程有望であり、ために此の方面への轉向者が続出したのである。但し米穀不熟の荒蕪地・野山を開墾し、新開地に甘蔗を作るとは特例として法的にも許容されている。猶おかゝる指令の周知徹底方に就ては、御料地は其処の御代官より、私領地は領主・地頭より之を爲さしめたものである。

### 其の三 「御書附」寫

近來於諸國砂糖之製作追々相增大坂表其外國々江續廻り高多分之趣ニ相聞へ右ニ付而者自然本田畑へ甘蔗ヲ作り米穀ニかへ砂糖甘蔗專といたし候養者不可然事ニ候依之自今以後猥ニ本田畑へ甘蔗ヲ作り候養停止たるべく候但荒地或者野山ヲひらき米穀不熟之地江作り候養者可爲格別事右之通文政元寅年相触候所近年又々猥ニ相成本田畑へ甘蔗作り候趣相聞不埒之事ニ候以來急度相守本田畑へ作り候養者一切致間鋪候若相背者有之ニおゐてハ吟味之上急度可申付者也右之趣御料者其所之奉行御代官私領者領主地頭より入念可申付候

三 月

右之通可被相触候

其の四、其の五は富籤関係の文書である。寺社に於ける富突は享保十五年に仁和寺門跡がその館宅修葺を名目とした興行を公的に許可した頃から相ついで起り徳川中期以後、特定寺社の特権として免許され、寺社名目金と並立して、近世金融史上に於ける寺社経済の特異な面を浮彫させたところのものである。

讃岐琴平に「トンバ」の地名あり、恐らく富籤と深き關係を有するものと思われるが、いま此等文書の文言から推して、講元の鶴田屋卯兵衛・山屋直之進は諸堂修理に名義を借り、大般若講を組織し、毫抜四匁宛に定め、総額毫万五千本の富籤を行つたと見える(當時に於ける富籤興行の儲に関する数学的解明に就いては、拙著「熊野三山経済史」三三三—三四〇頁參看)。之に就いて、当局小國専次郎・枝茂川伴吾は、かゝる動機の追及に就いて、私慾とは断ぜざるも當時既に法度となりいたる富籤興行の營業行爲そのものに就いて不満であり、過料として講元兩名に五貫文宛を科し、般若講債権者に迷惑をかけたと思われる組成會員四十一名には三貫文宛の過料を申付けたのである。而してかゝる過料は、罰金納入次第帰國方勝手としその罰則に経済的性情を多く浮彫させた点も亦興味深きものがある。

猶おかゝる富籤興行は決して琴平地方のみに行われたものでなく、各地におびたゞしい例がある。既に寛永年間播州箕面山弁財天に富突が行われ(我國では寛永十二(一六五三)年の富籤が初見とされるが、西洋には江戸にも盛行し(元祿五年五月江(戸町)触禁止令)、享保年間になると前述の京御室の仁和寺及び南都の興福寺が夫々江戸の護國寺・淺草觀音に於いて富の出張興行を許可されている。松平定信による寛政の緊縮時代には富興行の場所は江戸・京・大坂の三箇所に限定せられたが、文化末より文政、天保初年にかけて幕府の放漫政策に伴い、射倅心の普及と共に富突の流行は其の極限に達した。天保五年の調査に従えば、目黒不動・湯島天神・兩國回光院・谷中感應寺・淺草金龍山・山王御神主茅場町天神・嵯峨御社銀町白旗社・富士山本宮愛宕前藥師・南山料御殿神明・西久保八幡・神田御社・足利金剛山福德稻荷社・室町福德稻荷・陸奥一の宮新材木町杉の森稻荷・江の島宮本院杉の森稻荷・根津神

社・氷川明神杉の森稻荷・上州一の宮茅場町樂師・三州妙心寺杉の森稻荷・七佛樂師麻布東福寺等凡そ七十五ヶ所に達するが、同五年水野忠邦老中となるや従來の弊政を一新して、世道の振肅をはからんとし、新規富突興行は一切却下の方針をとり、既に興行中のものも、満期到來のものには不許可と決定した。かくて富は次第に其の口数を減少しゆき、天保十三年の改革直前には十三口となり、同改革によつて富興行は一應表面上其の跡を絶つに至つた。併し其の後も明治政府より明治元年十二月廿三日、

『近年金錢ノ融通ヲ名トシ、或ハ社寺建立ニ托シ僥倖ノ利ヲ以テ民心ヲ誘惑スル、元來濰季ノ弊風ニテ三民ノ職業ヲ腐ラシムレバ爾來之ヲ嚴禁セヨ』

と嚴達される迄、富は種々名目を換えて出現し、廣島藩尾道などでは疊表入札の慣行に名を借りてカムフラージユシ、同市孰地芝居小屋富座などでは、明治二年に至つて始めて此の興行を中止したという。併も、一般庶民大衆はかゝる賭博類似興行に対して必ずしも盲目という訳ではなく、世相は幕末のかゝる藩府後援の興行に対して冷靜な批判の眼をさしむけていたとさえ見える。其の一例に、此の廣島藩尾道の場合を示そう。

さて富突は其の名の示す如く、箱の中〇木札を突き刺す意味であるが、最初富札の購入された時、札座に於いては富札と同時に方一寸、厚さ五分位の桐の木札を渡し、それには買入れた富札と同じ番号を打つており、買入れた者は之に氏名、住所を記入する。札座は此の賣却富札の身替りとしての木札を集め巨大な箱に入れて密閉し、一般に縦覽せしめつつ富座の舞台に於いてぐる／＼廻轉し、内容をよく混和し、箱の上方部穴から錐狀の棒を差しこみ、駒を突きとめる仕組とするのが普通であるが、当時の木札（駒札）の落書に、

『箆筒長持質にをきこの富取つて受けう（右京）少將』

〔註〕 右京少將は廣島藩十一代藩主長訓のこと

と擲擧されてゐる程であるから、幕末いかに民心が藩庫の苦肉策を冷笑していたかを容易に察知しうるであらう。所詮、富籤並びに其の類似興行は封建的集権制度末期の喘ぎの渦中に現れる頽廢的社會現象の一つでしかなく、更に浮動的庶民資金を射倖的投機に集約させ、その庶民金融を收斂せしめる姿態的現象たる以外何物でもなかつたのである。猶お此の他、富籤興行に関する理解を深めるものとして、拙稿「近世に於ける熊野の富籤興行についで」(「社会経済史学」昭和十五年八月号所載)を併読されるれば、望外の幸せである。

其の四

一、松尾町金毘羅堂大破ニ及び候故講元鶴田屋卯兵衛山屋直之進象頭山信仰ニ付諸堂修葺之ためと存大般若講と名付富博奕似寄之事相企壹萬五千詰ニ而拔札壹拔四匁ツ、ニ相定最寄手続ヲ以賣渡竹籤ニ而当リヲ定メ夫々褒美差遺殘リ銀私欲ニ仕候様御察度ヲ請御吟味被仰付候所全私欲ニ而茂無御座候得共御法度之義と不心付講会仕候段奉恐入候間此上(以下欠)

六月十七日

小國 尊次郎

枝茂 川伴吾

菅 丈祐様

菅納 一馬様

其の五

一、同上琴平文書、七月十二日の條(本文日付は七月九日)、小國專次郎、枝茂川伴吾兩名より菅丈祐、菅納一馬宛文書に次の如きものがある。本文を掲げよう。

鶴田屋卯兵衛、山屋直之進其方諸堂修覆之なめ大般若講と唱へ昨冬博奕似密之義講相企申候由、尤自分得用ニ者不仕候得共右様之義相計候段不届之次第依之講元兩人過料五貫文ツ、跡掛リ四拾壹人者三貫文ツ、過料御申付御座候過料相納候へ、勝手次第國元へ引取可申段被仰渡御座候哉誠ニ結構之被仰渡候故御安心可被下候

備考 拙稿は野村兼太郎博士を委員長とする文部省科学研究費総合研究の一環をなすものである。